

新地町復興推進計画

平成25年7月24日

福島県新地町

1. 計画の区域

新地町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と大津波により、本町は沿岸部を中心に壊滅的な被害を受け、被災した家屋は561棟にもものぼり、中でも全壊した家屋は463棟とその被害は大きく、現在もなお、983人の町民が仮設住宅や町外での避難を余儀なくされている。また、製造業を中心とした沿岸部の事業所の津波被災件数は26事業者にもおよび、町内の商工関係においては35事業者が津波で全壊しており、主要な工場や中小企業の事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇・流出等により、多くの雇用の場が失われ、人口流出により地域経済の規模が縮小するなど、町民生活と地域経済の停滞を招いている。また、地震津波に伴い電気・ガス・水道等のインフラへの影響も大きく、中でもガスは本町沿岸部の住宅約500戸、法人需要家26事業者の供給が停止するなど、町民生活及び企業活動に大きな影響を与えた。

このような状況から一日も早い復興を目指すため、震災の経験と教訓を踏まえ、震災時のガス供給体制の強化を図る企業の拠点整備にかかる投資を支援することを通じて、安定的で低廉な天然ガスの供給インフラを整備し、災害時のリスク分散によるエネルギーの安定供給を図るとともに、本町を中心とした災害に強い強靱なエネルギーインフラの構築を目指す。また、受入基地の整備により、本町で被害を受けた製造業を中心とした事業所に対する安定的な天然ガス供給が可能になることから、地域経済の活力再生が期待できるとともに、津波被災に伴い失われた多くの雇用の場の確保に繋げ、基地操業要員などの雇用機会の創出による住民生活の安定化、企業立地・産業集積の促進による地域経済の活性化を図ることを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、本町の電気・ガス・熱供給業・水道業の全従業者数の約48%を占めることになる中核的産業であるガス業について、対象事業者のLNG基地を整備するための投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する石油資源開発株式会社（以下「対象事業者」という。）が、新地町においてLNG基地を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

ガス業は、本町の電気・ガス・熱供給・水道業における全従業者数の約48%を占めることになる中核的産業であり、かつ、対象事業者は本町におけるガス業の唯一の企業となる予定である。また、LNG基地の稼働により、本町におけるガス業の業容が拡大し、プラスチック製造業を超える本町の基幹事業の一つとなることが期待される。さらに、投資の規模としても、本町の製造業全体の投資額をも大きく上回ることになり、本町のガス業に限らず産業全体に果たす役割として中核的なものである。

また、LNG受入基地の建設・稼働に伴い、竣工後の基地操業要員等の雇用の創出が期待されるほか、将来的に町内の産業にも安定的なガス供給が可能となるなど町内の産業基盤整備に大きく貢献するとともに、LNGから発生する冷熱等を利用する企業の立地が見込まれるなど、企業立地・産業集積の促進による地域経済の活力再生が期待され、本町に大きな経済効果がもたらされる。

現在、対象事業者は、新潟東港～仙台新港を接続した新潟県・山形県・宮城県を横断する高圧天然ガスパイプラインを有しており、新潟東港にあるLNG基地より送ガスしている。このため、本町において受入基地を整備することにより、太平洋側、日本海側の双方向からの天然ガスの供給が可能となり、自然災害時などの不慮の事態が発生した場合にバックアップ機能を果たすことができる。

このため、本事業は、計画の目標にある「安定的で低廉な天然ガスの供給インフラを整備し、災害時のリスク分散によるエネルギーの安定供給を図るとともに、本町を中心とした災害に強い強靱なエネルギーインフラの構築を目指す」ことに大きく寄与する。また、「安定的な天然ガス供給が可能になることから、地域経済の活力再生が期待できるとともに、津波被災に伴い失われた多くの雇用の場の確保に繋げ、基地操業要員などの雇用機会の創出による住民生活の安定化、企業立地・産業集積の促進による地域経済の活性化」を図ることを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本町におけるガス業の唯一の企業であり、本町の電気・ガス・

熱供給業・水道業の事業者の中でもトップの売上高が期待される。

このため、当該計画の実施により、基地操業要員等の雇用の創出が期待されるほか、将来的に町内の産業にも安定的なガス供給が可能となるなど町内の産業基盤整備に大きく貢献するとともに、LNGから発生する冷熱を利用した発電事業や冷凍倉庫業など関連産業の立地や新規産業の誘致へと結びつくものと期待される。これらの効果は、本町の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県からの意見聴取を行った。

また、新地町、福島県、新地町商工会、新地町行政区長会、株式会社日本政策投資銀行、あぶくま信用金庫、相双信用組合、対象事業者を構成員とする新地町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議会を行った。